

# 学 会 報 告

## 2005年度日本農業法学会

(日本学術振興会特別研究員) 金子 いづみ

日本農業法学会 2005 年度年次大会は 2005 年 11 月 19 日（土）に島根県松江市の島根大学教養講義室棟 1 号館にて開催された。大会のテーマは「農業・農村における集落の今日的意義と役割」であり、農業政策と集落の機能や役割について様々な側面からの報告がなされた。

今日、集落の役割が農業政策上高まりつつある中で、集落の機能を把握することが必要であり、それゆえに本大会が重要性を持っているとして座長の石井啓雄氏（農政調査会）よりお話があった。その後、午前と午後にわたって五つの報告が行われた。その具体的な報告タイトルと、報告者は以下のようになる。

第 1 報告「農業構造政策と集落営農」安藤光義（茨城大学）

第 2 報告「地域農業政策の展開と条件不利地域の集落営農」谷口憲治（島根大学）

第 3 報告「集落営農経営の現状と新展開」竹山孝治（島根県農業試験場）

第 4 報告「農地制度と集落の役割に関する法社会学的検討」棚澤能生（早稲田大学）

第 5 報告「日本農業と集落・家族・地域社会」桂明宏（京都府立大学）

第 1 報告の安藤氏は米政策改革大綱より集落営農が注目されるようになったこと、その実態の東西日本での差異に言及し、法人化しても経営体ではない西日本の集落営農と、個別に農地を集積する農家をまとめる場としての東日本の集落営農とする。しかし、いずれも農地を守るための地域の危機対応であるとし、水田農業構造改革のための施策として位置づけるのではなく、地域の自立の出発点として位置づける必要性を述べた。

第 2 報告の谷口氏は、島根県を中心に地方

自治体による地域農業政策の変遷とその背景について詳細にトレースした。その上で、集落を単位とした地域振興策についてその取り組みの地域性に言及し、それは限界集落ではなく安定集落の維持策であると述べた。

第 3 報告の竹山氏は、島根県の集落営農経営の現状について、実態に基づいた詳細な分析を行った。県内の農業法人 42 のうち、水稲作付面積で 20ha 以上は 4 法人のみであり、経営安定対策の面積要件 20ha のクリアは厳しい状況にあることを述べている。一方で、農産加工や施設園芸導入による経営多角化の動きは規模の大小に関わらず生まれてきているとし、そこに経営の発展の萌芽を見出している。

第 4 報告の棚澤氏は法構造を分析した上で、農業集落による農地管理の実態とそれが法に関わる在り方から、地域の自主規制と法的規制の重層構造との結節点を明らかにすることを試みている。農用地利用増進法では農地の効率的利用の手段として地域の合意による農地の自主管理がうたわれていたが、それが農業経営基盤強化法に至って認定農業者への農地誘導策へ、集落の総合的把握から経営体重視へと変化してきているという。法的な規制は限定的であるという点から、社会的な自主規制が必要であり、それを行う国家と私の中間組織として地域中間団体を提起した。

第 5 報告の桂氏は、グローバル化と市場主義農政が推進される中、大型・単作型・雇用型など「効率的かつ安定的」であるはずの担い手農家ほど不安定化するという矛盾があり、それは本来、効率性と安定性はトレードオフ関係にあるためであるとする。農村は定住社会であり、そうした地域における顔の見える社会関係に支えられてこそ、グローバル市場主義への対抗軸として住みやすく魅力のある地域を形成することができ、そこに住み続ける意味が生まれてくる——安定が生まれる——という考えから、産業主義による「分離」から地域主義（定住・環境・資源保全）による「統合」を説いた。

報告後、集落営農の現実的展開の方向性について、地域実態を踏まえた質疑応答が行われた。